

社会保険法判例

堀 勝 洋

併給調整条項により支給停止された年金の支払いを求める訴えが原告の死亡によって終了したとされた事例
(本村訴訟第1審及び控訴審判決)

札幌地方裁判所民事第5部平成元年5月31日判決(昭和58年(ワ)第98号老齢年金支給請求事件)『判例時報』1333号,平成2年3月1日,146頁,『判例タイムズ』708号,平成元年11月15日,161頁,札幌高等裁判所第2部平成3年6月26日判決(平成元年(ネ)第199号平成2年(行コ)第7号老齢年金支給請求控訴,同参加事件)

I 事実の概要

1 原告Xは,国民年金の障害福祉年金を昭和34年11月の制度発足当初から受給していたが,昭和36年4月以後60歳になるまでの間,国民年金の保険料を納付した¹⁾。Xが65歳に達した後の昭和54年6月15日,Xは社会保険庁長官に対し,老齢年金の受給権の裁定の請求をしたところ,同長官は昭和57年10月20日付で,Xが昭和54年7月以後の老齢年金の受給権を有する旨の裁定をした。

しかし,国民年金法(昭和60年法律第34号による改正前のものをいい,以下「法」という。)20条の規定により,障害福祉年金と老齢年金は併給調整されることとされていたが,Xはこのいずれかの年金の選択の申出書を提出しないでいた。このため,老齢年金の裁定権者である社会保険庁長官と同長官の委任を受けて障害福祉年金の事務を行う北海道知事は,より高い方の年金(昭和54年7月及び昭和55年7月を除き,障害福祉年金額の方が老齢年金額を上回っていた。)を選択したものとみなし,低い方の年金を支給停止する措置を採った²⁾。

2 これに対しXは,併給調整を定めた法20条

及びこれに基づいて行われた上記支給停止の措置は,憲法25条,14条,29条及び31条の各規定に違反するものであり無効であるとして,昭和54年7月分から昭和57年5月までの間にXに支払うべきであった未支給の老齢年金額合計106万6,933円の支払いを国に求めて,昭和58年1月25日札幌地方裁判所に出訴した。

3 しかし,Xは訴訟継続中の昭和63年4月27日死亡した。このため,Xの養女で相続人であるA(控訴人,参加人)は,本件訴訟の原告の地位を当然承継したと主張した。しかし,本件訴訟の第1審判決(札幌地裁平成元年5月31日判決・判時1333号146頁,判タ708号161頁)は,平成元年5月31日,訴訟の対象たる権利又は法律関係が一身専属的なもので相続の対象とならないなどとして,「本件訴訟は,昭和63年4月27日原告の死亡により終了した。」と判示した。

4 これに対して,Aは,平成元年6月7日,札幌高等裁判所に原判決の取消しを求めて控訴するとともに,本件訴訟への参加を申し立てて,被控訴人国に対し金106万6,933円の支払いを請求した。これに対し,控訴審判決(札幌高裁平成3年6月26日判決)は,次のII判旨に示すとおり判示して,本件控訴を棄却するとともに,本件参加申

立てを却下した。

Aは、これを不服として、平成3年7月9日、最高裁判所に上告した。

II 判旨（控訴審判決）

1 (1) 「訴訟の当事者が死亡した場合において、当該訴訟の対象たる権利又は法律関係が当該当事者に一身専属的なものであって、相続の対象とはならず、当事者の死亡によって紛争そのものが全面的に解決されてしまうことになるか、あるいは、なんらかの紛議が遺されるとしても、それが性質又は態様を異にした別個の権利又は法律関係をめぐる争いに転化したものであるようなときにおいては、当事者の死亡によって当該訴訟は当然に終了するのであって、そこに訴訟の当然承継が生じる余地はないものと解するのが相当である（最高裁判所昭和42年5月24日大法院判決・民集21巻5号1043頁，同昭和45年7月15日大法院判決・民集24巻7号804頁，同昭和51年7月27日第3小法院判決・民集30巻7号724頁，同昭和53年6月16日第2小法院判決・裁判集民事124号123頁参照）。」

(2) 「法24条は、同法による給付の目的が国民が老齢、障害又は死亡により所得の喪失又は減少の危機に瀕する場合において共同連帯に基づきこれを防止し、国民生活の安定とその向上を図ることにあることに鑑みて、年金給付が真に受給権者の利益のために用いられるべきものとし、また、年金給付は受給権者の生存中に支給してはじめてその意義を全うすることができるものであることに照らして、基本権についてはもとより、支分権たる年金請求権についても、原則として、これを譲り渡し、担保に供し又は差し押えることができないものとして、いわゆる権利の移転性を否定し、これを受給権者の帰属上の一身専属権としているのであって、このことの結果として、これらの権利は、民法896条但し書の規定により、相続財産の範囲には属しないことになるものといわなければならない。」

(3) 「このことは、既に支給期間を経過して

いながら支給期月（法18条3項参照）が未到来であるために未支給である年金あるいは既に支給期月が到来しているにもかかわらずなんらかの事由によって未支給のままとなっている年金（これらの年金を以下「未支給年金」という。）の請求権（本件訴訟の対象たる権利である前記老齢年金請求権は、法20条の規定が違憲、無効であるとする原告の主張に従えば、右にみたような意味での未支給年金の請求権に当たることになる。）についても、等しく妥当するところであって、受給権者が未支給年金を遺して死亡した場合においては、受給権者の死亡によって未支給年金の請求権も当然に消滅し、それが相続の対象となる余地はないものである（この点については、生活保護法による保護受給権に関する前掲最高裁判所昭和42年5月24日大法院判決の判旨がそのまま当てはまることである。）」

2 「法19条1項の規定は、……受給権者の死亡を法律要件のひとつとして受給権者と生計を同じくする一定の範囲の遺族に対して未支給年金の請求権を付与しているに過ぎないものであって、右一定の範囲の遺族は右請求権を右規定により直接自己固有の権利として取得するものであり、これを遺族の包括的承継と同様にみなすことはできない。」

3 (1) 「控訴人は、原審においては控訴人の民事訴訟法73条による参加の可否について判断されていない旨主張するが、本件記録によるも控訴人が原告において民事訴訟法73条に基づく参加を申立てたことは認められない。

記録によれば、控訴人は原審において、昭和63年5月16日付けで、亡Xが昭和63年4月27日に死亡し、相続人である控訴人が訴訟手続を受継したのでその申立てをする旨記載した『受継申立書』を提出していることが認められるが、民事訴訟法73条による参加の申立ては、その性質は訴えの提起であり、同条及び同法71条に定める手続を踏んでなされなければならない、右受継申立書の提出をもって民事訴訟法73条の参加の申立てをしたもの、あるいは右申立てに参加の申立てが含まれているものとみなすことはできない。

したがって、原審が参加の可否につき判断しなかったとしても何ら違法ではない。」

(2) 「民事訴訟法73条に基づく参加は他人間の係属中の訴訟に対して参加するものであるが、前記のとおり亡Xの提起した本件訴訟は同人の死亡により終了したものである。そして、控訴人は、法19条1項による未支給年金請求権の取得を主張するものであるが、法19条1項に基づく請求権は年金給付の受給権者が死亡した場合に遺族の中の一定の者に付与される請求権であり、控訴人は亡Xの死亡により右請求権を取得した旨主張する者である。しかし、亡Xの提起した本件訴訟は同人の死亡により終了したものであるから、控訴人は右訴訟に参加する余地はなかったものであり、したがって、原審裁判所が控訴人に対して同条に基づく参加について釈明しなかったからといって、何ら釈明義務に違反するものではなく、この点についての控訴人の主張も理由がない。」

4 (1) 「控訴人は当審において民事訴訟法73条に基づく参加を申し立てたが、同条は係属中の他人間の訴訟に参加する場合を定めているものであるところ、控訴人は自己を一方当事者とする訴訟に参加を申し立てるものであるから、これは不適法である。」

(2) 「もっとも、控訴人は、亡Xが有し、同人が提起した訴訟において請求していた未支給年金の老齢年金債権を法19条1項に基づき亡Xから特定承継したものであることを主張して、民事訴訟法73条に基づく参加を申し立てるものであるから、むしろ亡Xの提起にかかる訴訟に対して参加申立てする趣旨であると解されるが、そうであるとしても、右訴訟は第1審に係属中の昭和63年4月27日同人の死亡により終了したことは前記のとおりであるから、本件参加の申立ては右訴訟の終了後になされたものであって不適法である。」

5 「よって、亡Xの提起した本件訴訟につき、亡Xの死亡による終了を宣言した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、控訴人の当審における参加申立ては不適法であるから、これを却下し、……主文のとおり判決する。」

III 解 説

1. はじめに

本件訴訟は、障害福祉年金を受給していたXが、国民年金の保険料を納付し、65歳になって老齢年金の受給権を取得したにもかかわらず、法20条の併給調整条項に基づいて老齢年金の支給が停止されたため、その支払いを求めて提起したものである。

公的年金の併給調整をめぐる争いは、過去幾つもの訴訟が提起された。堀木訴訟（障害福祉年金と児童扶養手当）、岡田訴訟（老齢福祉年金と増加非公死扶助料）、宮訴訟（老齢福祉年金と普通恩給）、森井訴訟（老齢福祉年金と障害福祉年金）、中村訴訟（同）などであり、堀木訴訟の第1審判決（神戸地裁昭和47年9月20日判決・行集23巻8・9号711頁）を除いて、いずれも併給調整条項は憲法25条、14条1項等に違反しないと判示された。このうち堀木訴訟、岡田訴訟及び森井訴訟は最高裁まで争われ、併給調整条項は違憲でないと判示され、これで判例として確立したものと考えられる³⁾。（堀木訴訟及び岡田訴訟の上告審判決については、堀〔6〕で解説したので参照されたい。）

本件訴訟も併給調整条項をめぐる争いであるが、従来の訴訟と違って憲法25条、14条1項及び13条だけでなく、財産権を保障した憲法29条に違反すると主張した点に本件訴訟の特色がある。従来の訴訟はすべて無拠出制の給付の併給調整をめぐる争いであるが、本件訴訟は拠出制の老齢年金との併給調整をめぐる争いであり、保険料を納付することによって得られた年金受給権について併給調整することは、憲法29条1項の「財産権は、これを侵してはならない。」に違反するかどうか争われた。第1審においては、公的年金の受給権がそもそも憲法29条1項にいう財産権に当たるかどうか、併給調整をすることが財産権の侵害に当たるかどうかなどについて、弁論がなされたようであるが、結局原告Xの死亡によって、これらについての裁判所の判断は示されなかった。

社会保障に係る訴訟中に原告が死亡した例とし

ては、朝日訴訟、第2次藤木訴訟及び宮訴訟がある。このうち、朝日訴訟上告審判決及び第2次藤木訴訟の控訴審判決と上告審判決は相続人による訴訟の承継を認めず、宮訴訟控訴審判決は相続人による訴訟の承継を認めた。前者の朝日訴訟及び第2次藤木訴訟は生活保護法に係る行政処分又は不服申立てに対する裁決の取消訴訟であるのに対して、後者の宮訴訟は国民年金法の併給調整条項によって支給停止された年金の支払いを求める訴訟であり、訴訟類型としては本件本村訴訟は後者と同じである。しかしながら、本件訴訟の第1審判決も控訴審判決も、前者に対する判決と同様に、社会保障受給権の一身専属性を理由に、相続人による訴訟の承継を否定した。

本件訴訟の最大の争点はXが提起した訴訟をAが引き継ぐことができるかということであるが、その根拠についてAは次のような主張をした。

- (1) AはXの死亡により、Xの財産に属した権利義務を承継した。本件訴訟の対象たる権利又は法律関係は既に受給権の裁定を受け一般債権化した具体的な老齢年金請求権であるので、Aはこれを相続し、本件訴訟における原告たる地位も当然承継した。
- (2) 仮に上記(1)の主張に理由がないとしても、Aは法19条1項の規定により、Xの未支給年金の請求権を取得した。本件訴訟におけるXの請求の成否とAのこの未支給年金の請求の成否とは、いずれも法20条の併給調整に関する規定の違憲性という争点を全く共通にし、紛争の全面的、一回的解決という訴訟上の利益にも合致するから、Xの原告たる地位はAに当然承継される。
- (3) AはXの訴訟の目的である権利を相続によって取得したのであるから、民事訴訟法73条の規定に基づく特定承継をした。

以上の問題につき、以下の2～4の各節で上記の順序で解説する。

2. 年金受給権の相続による訴訟の承継

本節では、Xの老齢年金の支払いを求める訴訟の原告たる地位を、Aが相続により当然承継でき

るかどうかという問題について論ずる。民事訴訟法208条1項は、訴訟が裁判所に係属中に当事者が死亡したときは、相続人、相続財産管理人その他法令により訴訟を続行すべき者は訴訟手続を受け継ぐことを要すると規定している。原告Xの相続人Aは、この規定に基づき、本件訴訟の原告たる地位を当然承継したと主張した。

これに対し、被告・被控訴人国は、老齢年金は年金受給権者の生存中に本人に対して支払われるところに意義があるのであって、相続に親しまない一身専属権であり、したがってXによって提起された訴訟は同人の死亡によって終了し、Aはこの訴訟を承継することはできないと主張した。そして、年金受給権が一身専属権である根拠としては、①法29条が老齢年金の受給権は受給権者の死亡によって消滅すると規定していること、②法24条が受給権を譲り渡し、担保に供し又は差し押えることを禁止していること⁴⁾、③法19条は一定の要件を満たす者に未支給年金を自己の名で請求できることとしているが、これは法が未支給年金についても一身専属権として相続を認めていないことを意味することなどの理由を挙げた。

この問題について、本控訴審判決は、Ⅱ判旨1の(1)～(3)に引用したように、Aによる承継を否定した。この判旨について、以下若干の解説を加える。

まず、判旨1の(1)に引用した部分は、訴訟の対象たる権利が一身専属的なものである場合は、その権利主体たる訴訟当事者が死亡すれば、当該訴訟は当然に終了し、訴訟の承継の余地のないことを判示している。そして4つの最高裁判決を引用するが、そのうちの1つは朝日訴訟上告審判決である。これらの最高裁判決のほか、第2次藤木訴訟上告審判決⁵⁾も相続による訴訟の承継を認めなかったとは前述したとおりであり、結論として承継を認めた宮訴訟控訴審判決も一般論として一身専属権に係る訴訟の承継を相続人に認めていない⁶⁾。このように、訴訟物が一身専属的であれば相続人に訴訟が承継されないとするのは、確立した判例となっており、また学説上も通説といえる。民法896条が「相続人は、相続開始の時から、被

相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。但し、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。」と規定していることからみても、この判旨は正当である。

次に、Ⅱ判旨1の(2)では年金受給権については基本権だけでなく支分権についても一身専属権であるとし⁷⁾、Ⅱ判旨1の(3)では未支給年金についても相続の対象とならないと判示している。毎月毎月支払期日が到来する年金受給権の支分権のうち未支給の年金については、相続を認めるべきかどうかは問題となり得る。この問題については立法上の手当てがなされ、法19条1項は「年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。」と規定している。

この規定の性格をめぐっては、Aと国との間で解釈が分かれた。Aは、この規定は年金受給権に相続性があることを前提としたうえで、相続人の範囲及び順位に関する特則を定めたものにすぎないと主張した。これに対し国は、この規定は年金受給権は相続されないことを前提に、例外的に未支給年金を一定の親族に支給する特別の規定を設けたものだとして主張した。

これに対し、本件訴訟の第1審判決も控訴審判決も国の主張を支持し、Ⅱ判旨1の(3)で特に朝日訴訟上告審判決を引用して、その判旨がそのまま当てはまると判示した。これは、同判決中の「被保護者の生存中の扶助ですでに遅滞にあるものの給付を求める権利についても、……それは当該被保護者の最低限度の生活の需要を満たすことを目的とするものであって、法の予定する目的以外に流用することを許さないものであるから、当該被保護者の死亡によって当然消滅し、相続の対象となり得ない」とする判示部分を指しているものと考えられる。

これに対し、年金受給権は保険料納付に対する反対給付的な財産権の性格があり、全額公費負担

の生活保護受給権と同一には論ぜられないとする主張も成り立ち得よう。しかし、年金受給権といえども、高齢者などの生活の保障のための公的な給付として設けられたものであり、法はそれを一身専属権として、例外的に法19条1項で一定の親族に未支給年金の請求を認めたものと解すべきである。したがって、この法19条1項の規定は、年金受給権の相続性の否定を前提としたものであると解すべきである。

以上のとおり、年金受給権の相続を理由とするAによるXの原告たる地位の当然承継を否定した本控訴審判決は、正当である。

3. 未支給年金の請求権に基づく訴訟の承継

法19条1項は前記のように一定の親族に未支給年金の請求権を与えるが、この規定によってAはXの未支給年金の請求権を取得し、これに基づきXの原告たる地位を承継したと主張した。これに対し、本控訴審判決は、Ⅱ判旨の2に引用したように、法19条1項に基づく未支給年金の請求権の法律関係は、相続による遺産の包括的承継とは全く別個の法律関係であるとして、これを根拠とするAによるXの訴訟の当然承継をも否定した。

しかし、Xが裁判で求めた老齢年金の未支給年金の請求とAの法19条1項に基づく未支給年金の請求は、法20条の併給調整条項がXの主張するように違憲で無効であるとすれば、全く同一であり、訴訟経済等を考えると、AにXの提起した訴訟の原告たる地位の承継を認めようとする考えも、一応は成り立ち得よう。宮訴訟控訴審判決は、このことを根拠に控訴人の妻に控訴人たる地位の承継を認めた⁸⁾。

本件訴訟の第1審判決の評釈である佐藤〔4〕390頁も、「訴訟承継の問題を、当事者の保護や訴訟経済というような実質的考慮の上に立って、必ずしも実体法上の権利関係の移転にこだわらずに認めようという見解もある（青山善充「会社法上の訴えにおける当事者の死亡と訴訟承継」続民事訴訟法判例百選 153頁等）」と述べた上で、「宮訴訟控訴審判決のような立場も実務的には十分理解できるのではないと思われる。」と述べている。

なお、朝日訴訟及び第2次藤木訴訟や本判決が引用している最高裁の諸判決に係る訴訟は、いずれもこの問題とはかかわりない。この問題は、法19条1項の未支給年金の特則とかかわる本件訴訟特有の問題である。

この問題について、筆者は以下のように考えている。法19条1項の未支給年金の支給は、支給を受けるべき者の請求により、行政庁の処分によって行われる。すなわち、未支給年金の受給権が得られるためには、①行政庁への請求と、②行政庁の支給決定処分が必要であり、このような手続きを経ない段階での法19条1項の請求権は抽象的・観念的なものととどまる。すなわち、未だ請求権にすぎず、行政庁の裁定を受けた受給権ではないのである。行政庁が支給決定をするには、未支給年金の請求者が年金受給権者と生計同一関係にあったかどうか（実際は、XとAは同居していなかった）、先順位者（法19条5項）であるかどうか等の実質的判断が必要であり、この判断は第1次的には行政庁が行うものである。このような手続きを経ず未支給年金の支給決定を受けていないAには法19条1項の受給権があるとはいえず、もし裁判所がAにこの受給権があることを前提にXの訴訟の原告たる地位の承継をAに認めるとすれば、行政庁が行うべき第1次的判断を裁判所が行ったに等しいことになる。しかも、この法19条1項の給付に関する処分については、法101条に基づいて社会保険審査官に対する審査請求を経、社会保険審査会に対する再審査請求の裁決を経た後でなければ訴訟が提起できないとする不服申立て前置主義が採られている（法101条の2）。したがって、これらの手続きを経ないで、AにXの原告たる地位の承継を認めることは、法が定めた101条及び101条の2の規定の趣旨を逸脱するものであり、許されないと解すべきである。以上のような趣旨は本件訴訟の第1審判決でも判示されているところであり、Aによる承継を認めないとする控訴審判決の結論は正当である。

4. 相続人による訴訟への参加

民事訴訟法73条は、「訴訟ノ繫属中其ノ訴訟ノ

目的タル権利ノ全部又ハ一部ヲ譲受ケタルコトヲ主張シ第七十一条ノ規定ニ依リテ訴訟参加ヲ為シタルトキハ其ノ参加ハ訴訟ノ繫属ノ初ニ遡リテ時効ノ中断又ハ法律上ノ期間遵守ノ効力ヲ生ス」と規定している。Aは、控訴審において、この規定に基づいて、次の2つのことを主張した。

- (1) 第1審判決は民事訴訟法73条の特定承継の可否について実体上の判断をしていないから、この点について控訴審裁判所が自ら判断するか、あるいはその点の審理を尽くさせるために本件を原審に差し戻すべきである。
- (2) Aは控訴審において民事訴訟法73条による参加を申し立てることとし、被控訴人は控訴人に金106万6,933円を支払うべきである。

これに対して、本控訴審判決は、Ⅱ判旨の3及び4に引用したように、いずれもこれらのAの主張を退けた。

まず、Aによる上記(1)の主張に対しては、本控訴審判決は、Ⅱ判旨3の(1)で、Aは民事訴訟法73条に基づく参加を申し立てたことは認められないとし、したがって原審が参加の可否につき判断しなかったとしても違法ではないと判示した。更に、Ⅱ判旨3の(2)では、Aの訴訟参加を根拠づける未支給年金の請求権はXの死亡により生じたものであるが、Xの死亡によりその訴訟は終了したものであるから、Aが参加する余地はないと判示した。これらの判旨はいずれも正当である。

次に、Aによる上記(2)の主張に対し、本控訴審判決は、Ⅱ判旨4の(1)で、民事訴訟法73条の参加は他人間の訴訟への参加を規定しているのであるのに、Aは自己を一当事者とする訴訟に参加を申し立てるもので不適法であると判示した。更に、Ⅱ判旨4の(2)では、Aによる参加の申立てはXの提起した訴訟への参加を申し立てたと解し得るが、それはXが死亡し訴訟が終了した後に申し立てたものであるから不適法であると判示した。これらの判旨も正当である。

5. 結 論

本控訴審判決は、Ⅱ判旨5に引用したように、原判決の取消しを求めたAによる本件控訴につい

ては棄却し、Aによる控訴審への参加申立ては却下した。

注

- 1) 障害福祉年金の受給権者も国民年金法の被保険者とされ、だが保険料の法定免除者とされたので（法89条1号）、保険料を納付する義務はなかった。しかし、国民年金法制定時の障害福祉年金の額は月額1,500円であったのに対し、老齢年金の月額は25年加入で2,000円、40年加入で3,500円とされたため、保険料を納付して老齢年金の受給資格を得ようとする者がかなりいた。
ところが、現在では、40年加入しても老齢基礎年金の月額は5万8,550円であるのに、障害基礎年金の月額は2級がこれと同額であり、1級はその1.25倍の7万3,192円であるため（平成3年度）、かつての障害福祉年金に相当する障害基礎年金の受給権者が国民年金の保険料を納付する意義は少なくなった。このため従来国民年金法の保険料を納付してきたこれらかつての障害福祉年金の受給権者らに、納付した保険料の合計額を基準とした特別一時金を支給することとした（昭和60年法律第34号附則94条）。
- 2) 法20条は「二以上の年金給付……の受給権者には、その者の選択により、その一を支給し、他の支給を停止する。」と規定し、選択をしない場合のことは規定されていなかった。社会保険庁長官及び北海道知事は、この規定を合理的に解釈して、より高い方の年金を支給することとしたのであるが、問題がないわけではない。障害福祉年金は課税されないのに、老齢年金は課税されるからである（法25条）。
昭和60年法律第34号によってこの20条は改正され、二以上の年金給付を受けることができるときはいったんすべての年金給付の支給が停止され（法20条1項。厚生省年金局〔2〕14頁及び津村〔5〕99頁参照）、1つの年金給付について支給停止の解除を申請することとされた（同条2項）。結果的には改正前と同じく受給権者の選択により1つの年金給付しか支給されないのであるが、支給停止解除の申請をしない場合には、法律的にはいずれの年金給付も支給停止され続けることになる。しかし、実際には、従来支給されていた年金給付が支給され続ける取扱いになるものと思われる。
- 3) 堀木訴訟上告審判決（最高裁昭和57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235頁）の併給調整条項を合憲とする判示部分は、次のとおりである。
「一般に、社会保障法制上、同一人に同一の性格を有する二以上の公的年金が支給されることとなるべき、いわゆる複数事故において、そのそれぞれの事故それ自体としては支給原因である稼働能力の喪失又は低下の程度が必ずしも事故の数に比例して増加するといえないことは明らかである。このような場合について、社会保障給付の全般的公平を図るため公的年金相互間における併給調整を行うかどうかは、さきに述べたところにより、立法府の裁量の範

囲に属する事柄と見るべきである。また、この種の立法における給付額の決定も、立法政策上の裁量事項であり、それが低額であるからといって当然に憲法25条違反に結びつくものということとはできない。

以上の次第であるから、本件併給調整条項が憲法25条に違反して無効であるとする上告人の主張を排斥した原判決は、結局において正当というべきである。」

「本件併給調整条項が上告人のような地位にある者に対してその受給する障害福祉年金と児童扶養手当との併給を禁じたことが憲法14条及び13条に違反するかどうかについて見るのに、憲法25条の規定の要請にこたえて制定された法令において、受給者の範囲、支給要件、支給金額等につきなんら合理的理由のない不当な差別的取扱をしたり、あるいは個人の尊厳を毀損するような内容の定めを設けているときは、別に所論指摘の憲法14条及び13条違反の問題を生じうることとは否定しえないところである。しかしながら、本件併給調整条項の適用により、上告人のように障害福祉年金を受けることができる地位にある者とそのような地位にない者との間に児童扶養手当の受給に関して差別を生ずることになるとしても、さきに説示したところに加えて原判決の指摘した諸点、とりわけ身体障害者、母子に対する諸施策及び生活保護制度の存在などに照らして総合的に判断すると、右差別がなんら合理的理由のない不当なものであるとはいえないとした原審の判断は、正当として是認することができる。また、本件併給調整条項が児童の個人としての尊厳を害し、憲法13条に違反する恣意的かつ不合理な立法であるといえないことも、上來說示したところに徴して明らかであるから、この点に関する上告人の主張も理由がない。」

- 4) 有泉・中野〔1〕59頁は、法24条の規定に関し、「この給付が、真に受給権者の利益となるよう、……給付を受ける権利の移転性を封じ、これを、受給権者についてのいわゆる一身専属権として保護したのが本条である。」「一身専属権とされるから、民法896条ただし書の規定により相続の対象からも除かれる」と述べている。
また、行政解釈である小山〔3〕157頁も、法24条の規定に関し、「年金給付を受ける権利は、本法によって設定された公法上の権利であり、……その権利は受給権者の一身に専属するものであるとされている。それゆえ、民法第896条ただし書……の規定により、受給権者が死亡した場合においても、相続の対象とならないこととされる。」と述べている。
- 5) 第2次藤木訴訟上告審判決については、堀〔6〕277頁以下で解説したので、参照されたい。
- 6) この宮訴訟控訴審判決のこの該当部分の判旨は、次のとおりである。

「右年金受給権は、法24条により譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができないとされており、一身専属権と解すべきであるから、民法896条但し書により相続の対象とはなり得ないものであり、したがって、亡Xの相続人らは、本件の訴訟物であ

る右年金受給権にかかる亡Xの法律上の地位を承継するに由ないものといわざるを得ないから、同人の相続人の故をもって、本件訴訟の控訴人たる地位を承継した者ということができないことは明らかである。」

- 7) 有泉・中野〔1〕59頁は、法24条の「『給付を受ける権利』には、いわゆる基本権のみならず、支分権も含まれる……。したがって、各支払期において年金の支払いを受ける権利も、他人に譲り渡すことはできない。」と述べている。

また、行政解釈である小山〔3〕156頁も、法24条の「年金給付を受ける権利とは、基本権たる受給権のみならず、その支払を受ける支分権までも含めた広い意味に解すべきである。」と述べている。

- 8) 官訴訟控訴審判決の該当部分の判旨は、次のとおりである。

「法19条は、年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であってその者と生計を同じくしていたものは、右順序に従って、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求できると定めているから、もし亡Xの主張する老齢福祉年金請求権がその主張どおり存在するとすれば、右請求権は、同人の死亡により、同人と生計を同じくしていたことに争いがなく、かつ、法

定の第1順位に当る同人の妻Bが法19条に基づいて取得すべきものである。そうとすれば、亡Xがその主張する老齢福祉年金の支払いを求めて提起した本件訴訟における同人の当事者としての資格はBに移転したと解するのが相当であり、本件訴訟の控訴人たる地位は、同人において承継したものとすべきである。」

引用文献

- 〔1〕 有泉 享・中野徹雄編『国民年金法 全訂社会保険関係法2』、日本評論社、昭和58年。
〔2〕 厚生省年金局『三訂国民年金厚生年金保険改正法の逐条解説』、中央法規出版、平成3年。
〔3〕 小山進次郎『国民年金法の解説』、時事通信社、昭和34年。
〔4〕 佐藤道明「未支給となっている国民年金法に基づく老齢年金の支払を求める訴訟が、原告の死亡により終了したとされた事例」『判例タイムズ 平成元年度主要民事判例解説』No. 735、平成2年10月25日。
〔5〕 津村和正『新年金制度の詳細解説』、社会保険広報社、昭和61年。
〔6〕 堀 勝洋『社会保障法判例 近年の動向と解説』、中央法規出版、平成2年。
(ほり・かつひろ 社会保障研究所研究部長)